

目 次

条 例

津市ケーブルテレビ放送施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

津市ケーブルテレビ放送番組審議会条例

津市暴力団排除条例

津市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

津市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

津市教育委員会教育長等の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

津市職員の特殊勤務手当に関する支給条例の一部を改正する条例

津市特別会計条例の一部を改正する条例

津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

津市廃棄物の減量及び処理等に関する条例の一部を改正する条例

津市立学校設置条例の一部を改正する条例

津市立学校給食センター条例の一部を改正する条例

津市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

規 則

津市建設工事執行規則の一部を改正する規則

津市職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

津市福祉医療費等の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市職員の義務教育等教員特別手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

津市錫杖湖水荘の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市物品会計規則の一部を改正する規則

津市職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

津市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

津市農業共済事業財務規則の一部を改正する規則

平成23年4月1日における号給の調整に関する規則

津市職員の給与の支給に関する規則及び津市職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則

津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の一部を改正する規則

津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

津市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市保育所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市事務分掌規則の一部を改正する規則

津市安濃農民研修センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
津市駐車場事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則
津市終末処理場の設置及び管理に関する規則の一部を改正する規則
津市津市ポルタひさいふれあいセンター内市民ギャラリー等に関する規則の一部を改正する規則
津市アストプラザ内アストホール等に関する規則の一部を改正する規則
津市美杉地域産物加工販売施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
津市レークサイド君ヶ野の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
津市会計規則の一部を改正する規則

訓 令

津市事務専決規程の一部を改正する訓令
津市支所及び出張所処務規程の一部を改正する訓令
津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

告 示

個人演説会等開催施設のために必要な設備の程度及び納入すべき費用の額の承認
放置自転車等の撤去及び保管
認可地縁団体の告示事項の変更
行旅死亡人の告示
国民健康保険被保険者証の無効
財政公表
市道路線の区域変更
市道路線の供用開始
市道路線の認定
市道路線の廃止
財政公表
公示送達
道路区域の縦覧
道路供用に係る縦覧
個人演説会等開催施設のために必要な設備の程度及び納入すべき費用の額の承認

公 告

公共下水道の供用開始
道路位置指定
開発行為に関する工事の完了
津市農業振興地域整備計画の変更案等の縦覧
集落協定の認定

水道事業管理規程

津市水道局企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部を改正する規程

津市水道技術管理者設置規程

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

水道局告示

津市水道局指定給水装置工事事業者の指定

津市水道局指定給水装置工事事業者の指定

議会規程

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

教育委員会規則

津市旧学校施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

津市立幼稚園則の一部を改正する規則

津市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則及び教育委員会関係津市公共施設予約システムの利用登録等に関する規則の一部を改正する規則

津市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

教育委員会訓令

津市学校サポート設置規程

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

教育委員会告示

教育委員会の招集

指定文化財の指定

選挙管理委員会告示

津市選挙投票区の一部を改正する告示

津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する規程の一部を改正する告示

選挙人名簿に登録された者の氏名等を記載した書面の縦覧場所

選挙人名簿に登録された者の氏名等を記載した書面の縦覧場所

三重県知事選挙及び三重県議会議員選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任

三重県知事選挙におけるポスター掲示場の設置場所

三重県議会議員選挙におけるポスター掲示場の設置場所

三重県知事選挙における不在者投票用紙等の交付場所

三重県議会議員選挙における不在者投票用紙等の交付場所

三重県知事選挙における投票記載所の氏名等の掲示順序のくじを行う日時及び場所
三重県議会議員選挙における投票記載所の氏名等の掲示順序のくじを行う日時及び場所
三重県知事選挙及び三重県議会議員選挙における投票所の決定
三重県知事選挙及び三重県議会議員選挙における投票所の開閉時間
三重県知事選挙及び三重県議会議員選挙における開票の場所及び日時
柙原財産区議会議員選挙における投票記載所の氏名等の掲示順序のくじを行う日時及び場所
柙原財産区議会議員選挙の選挙期日
柙原財産区議会議員選挙における投票所の決定
柙原財産区議会議員選挙における開票事務と選挙会事務の合同
柙原財産区議会議員選挙における選挙会の場所及び日時
柙原財産区議会議員選挙における投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任
柙原財産区議会議員選挙における期日前投票所の決定
柙原財産区議会議員選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任
柙原財産区議会議員選挙における投票所の開閉時間
柙原財産区議会議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額
選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び6分の1の数並びに3分の1の数
三重県知事選挙及び三重県議会議員選挙における投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任
柙原財産区議会議員選挙における当選人
選挙人名簿からの抹消者
三重県知事選挙における開票立会人のくじを行う場所及び日時
三重県知事選挙における期日前投票所
三重県知事選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任
三重県知事選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任
三重県知事選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任
選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び6分の1の数並びに3分の1の数
農業委員会委員の選挙権を有する者の2分の1の数
津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

監査委員告示

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

農業委員会告示

津市職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

※ 目次には、JIS第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市ケーブルテレビ放送施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成23年3月28日

津市長職務代理者 津市副市長 野口 正

津市条例第1号

津市ケーブルテレビ放送施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

津市ケーブルテレビ放送施設の設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第99号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成23年7月24日から施行する。

津市ケーブルテレビ放送番組審議会条例をここに公布する。

平成23年3月28日

津市長職務代理者 津市副市長 野口 正

津市条例第2号

津市ケーブルテレビ放送番組審議会条例

(設置)

第1条 本市のケーブルテレビ放送番組の適正を図るため、有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）第17条において準用する放送法（昭和25年法律第132号）第3条の4第1項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、津市ケーブルテレビ放送番組審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の事項について調査審議する。

- (1) 放送番組基準の制定又は変更に関すること。
- (2) 放送番組の編成に関する基本計画の制定又は変更に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、審議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員7人以上をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 識見を有する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、政策財務部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年7月24日から施行する。

(経過措置)

2 津市ケーブルテレビ放送施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例(平成23年津市条例第 号)による廃止前の津市ケーブルテレビ放送施設の設置及び管理に関する条例(平成18年津市条例第99号)第13条の規定により設置された津市ケーブルテレビ放送番組審議会(以下「旧審議会」という。)は、この条例に基づく審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

3 この条例の施行の際現に旧審議会の委員である者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)に、第3条第2項の規定により審議会の委員として委嘱又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱又は任命されたものとみなされる者の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、施行日における旧審議会の委員としての任期の在任期間と同一の期間とする。

4 この条例の施行の際現に旧審議会の会長又は副会長である者は、施行日に、第5条第1項の規定により審議会の会長又は副会長として互選されたものとみなす。

津市暴力団排除条例をここに公布する。

平成23年3月28日

津市長職務代理者 津市副市長 野口 正

津市条例第3号

津市暴力団排除条例

(目的)

第1条 この条例は、本市からの暴力団排除に関する基本理念を定め、本市並びに市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団排除に関する施策等を定めることにより、暴力団排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活を確保し、及び本市における社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 本市の区域内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (2) 事業者 本市の区域内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (3) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (4) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (5) 暴力団排除 暴力団又は暴力団員による不当な活動を防止し、及びこれにより市民生活又は本市における事業活動に生じた不当な影響を排除することをいう。
- (6) 関係団体 三重県公安委員会から法第32条の2第1項の規定により三重県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他地域住民及び職域による暴力団排除活動を行う団体をいう。
- (7) 青少年 6歳以上18歳未満の者をいう。

(基本理念)

第3条 暴力団排除については、暴力団が市民生活及び本市における事業活動に不当な影響を生じさせる存在であることを社会全体として認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、本市、市民及び事業者、関係行政機関並びに関係団体による相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。

(本市の責務)

第4条 本市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、市民及び事業者、関係行政機関並びに関係団体と連携し、暴力団排除に関する施策を推進するものとする。

2 本市は、暴力団排除に資すると認められる情報を知ったときは、警察署その他の関係行政機関(以下「警察署等」という。)に対し、当該情報を提供するものとする。

(市民及び事業者の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、暴力団排除のための活動に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むとともに、本市が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その行う事業(事業の準備を含む。以下同じ。)に関し、暴力団との関係を遮断し、暴力団を利することとならないようにするとともに、本市が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

3 市民及び事業者は、暴力団排除に資すると認められる情報を知ったときは、本市及び警察署等に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第6条 本市は、警察署等及び関係団体と連携し、暴力団排除のための体制を整備するものとする。

(不当要求行為に対する措置)

第7条 本市は、暴力団員から職員に対して不当要求行為があった場合には、これを拒否するとともに、適正かつ円滑な職務の執行を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

(本市の事務及び事業における措置)

第8条 本市は、公共工事その他の本市の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を本市が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

とする。

(公の施設の利用における制限)

第9条 市長若しくは津市教育委員会又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、本市が設置した公の施設のうち、多人数を収容できる会議場、集会場その他これらに類する施設の利用が、暴力団を利することとなると認めるときは、当該利用を許可せず、又は当該利用の許可を取り消すことができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(市民及び事業者に対する支援等)

第10条 本市は、市民及び事業者が相互の連携協力を図って暴力団排除のための活動に取り組むことができるよう、市民及び事業者に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 本市は、市民及び事業者が、暴力団排除の重要性についての理解を深めるとともに、暴力団排除のための活動に自主的に、かつ、相互の連携を図って取り組むことができるよう、広報及び啓発を行うものとする。

(青少年に対する教育等)

第11条 本市は、本市が設置する中学校において、生徒が暴力団排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための教育を行うものとする。

2 本市は、保護者その他の青少年の育成に携わる者が、青少年に対して指導、助言その他の適切な措置を講ずることができるよう、これらの者に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(利益の供与の禁止)

第12条 市民及び事業者は、暴力団の威力を利用し、又は暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して金品その他の財産上の利益の供与をしてはならない。

(暴力団の威力を利用することの禁止)

第13条 市民及び事業者は、債権の回収、紛争の解決等に関し暴力団を利用すること、自己が暴力団と関係があることを認識させて相手方を威圧すること等、暴力団の威力を利用してはならない。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

津市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月28日

津市長職務代理者 津市副市長 野口 正

津市条例第4号

津市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
津市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例（平成18年津市条例第20号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成23年3月31日」を「平成24年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

津市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月28日

津市長職務代理者 津市副市長 野口 正

津市条例第5号

津市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
津市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（平成18年津市条例第40号）の一部を次のように改正する。

附則第3項及び第4項中「平成23年3月31日」を「平成24年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月28日

津市長職務代理者 津市副市長 野口 正

津市条例第6号

津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

津市職員の給与に関する条例（平成18年津市条例第42号）の一部を次のように改正する。

附則第8項中「平成23年3月31日」を「平成24年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

津市教育委員会教育長等の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月28日

津市長職務代理者 津市副市長 野口 正

津市条例第7号

津市教育委員会教育長等の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

津市教育委員会教育長等の給与及び旅費等に関する条例（平成18年津市条例第227号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成23年3月31日」を「平成24年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月28日

津市長職務代理者 津市副市長 野 口 正

津市条例第8号

津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

津市職員の育児休業等に関する条例（平成18年津市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

(3) 津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成22年津市条例第3号）第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員

(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(イ) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれる非常勤職員（当該子の1歳到達日から1年を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと及び特定職に引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員を除く。）

(ウ) 勤務日の日数を考慮して任命権者が定める非常勤職員

イ 次条第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子の1歳到達日（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間

の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の2を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日

(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。） 当該子が1歳2箇月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年津市条例第34号。以下「勤務時間条例」という。）第19条の規定により任命権者が定める産前産後休暇（労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項及び第2項に規定する休業に相当する休暇をいう。）により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

(3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日。）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、

当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子が1歳6箇月に達する日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として任命権者が定める場合に該当する場合

第3条に次の2号を加える。

(6) 第2条の2第3号に掲げる場合に該当すること。

(7) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

第19条中「育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員

(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して任命権者が定める非常勤職員

第20条第1項中「正規の勤務時間」を「勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）」

に改め、同条第2項中「(昭和22年法律第49号)」を削り、「規定による育児時間」の次に「(以下「育児時間」という。)」を、「職員」の次に「(非常勤職員を除く。)」を加え、同条に次の1項を加える。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間を承認されている場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

津市職員の特殊勤務手当に関する支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月28日

津市長職務代理者 津市副市長 野 口 正

津市条例第9号

津市職員の特殊勤務手当に関する支給条例の一部を改正する条例

津市職員の特殊勤務手当に関する支給条例（平成18年津市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第9条中「、救急業務又は高所で消防業務」を「又は救急業務」に改める。

第12条を次のように改める。

（変則勤務による業務に従事する職員の特殊勤務手当）

第12条 変則勤務による業務に従事する職員の特殊勤務手当は、12月29日から翌年の1月3日までの日において、特に勤務することを命ぜられる職員で市長が規則で定めるものが勤務し、その定められた業務に従事したときに支給する。

附 則

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の津市職員の特殊勤務手当に関する支給条例の規定は、この条例の施行の日以後の勤務に係る特殊勤務手当について適用し、同日前の勤務に係る特殊勤務手当については、なお従前の例による。

津市特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月28日

津市長職務代理者 津市副市長 野口 正

津市条例第10号

津市特別会計条例の一部を改正する条例

津市特別会計条例（平成18年津市条例第75号）の一部を次のように改正する。

第1条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第12号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 津市老人保健医療事業特別会計の平成22年度分の収入、支出及び決算に関しては、なお従前の例による。

津市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月28日

津市長職務代理者 津市副市長 野口 正

津市条例第11号

津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

津市国民健康保険条例（平成18年津市条例第134号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「35万円」を「39万円」に改める。

附則第10項を削り、附則第11項を附則第10項とする。

附 則

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産について適用し、同日前の出産については、なお従前の例による。

津市廃棄物の減量及び処理等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月28日

津市長職務代理者 津市副市長 野口 正

津市条例第12号

津市廃棄物の減量及び処理等に関する条例の一部を改正する条例
津市廃棄物の減量及び処理等に関する条例（平成18年津市条例第144号）
の一部を次のように改正する。

第18条中「同条第8項」を「同条第9項」に改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

津市立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月28日

津市長職務代理者 津市副市長 野口 正

津市条例第13号

津市立学校設置条例の一部を改正する条例

津市立学校設置条例（平成18年津市条例第232号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号の表中

津市立椋本小学校	津市芸濃町椋本5047番地	を
津市立明小学校	津市芸濃町林325番地	
津市立雲林院小学校	津市芸濃町雲林院566番地	
津市立安西小学校	津市芸濃町北神山310番地	

津市立明小学校	津市芸濃町林325番地	に
津市立芸濃小学校	津市芸濃町椋本5047番地	

改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

津市立学校給食センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月28日

津市長職務代理者 津市副市長 野口 正

津市条例第14号

津市立学校給食センター条例の一部を改正する条例

津市立学校給食センター条例（平成18年津市条例第233号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

津市香良洲学校給食センター	津市香良洲町2190番地1	を に
津市中央学校給食センター	津市森町5008番地14	
津市香良洲学校給食センター	津市香良洲町2190番地1	

改める。

附 則

この条例は、平成23年9月1日から施行する。

津市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月28日

津市長職務代理者 津市副市長 野口 正

津市条例第15号

津市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例
津市議会政務調査費の交付に関する条例（平成18年津市条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「平成23年3月31日」を「平成24年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

津市建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月28日

津市長職務代理者 津市副市長 野口 正

津市規則第8号

津市建設工事執行規則の一部を改正する規則

津市建設工事執行規則（平成18年津市規則第41号）の一部を次のように改正する。

第20条中第5項を第6項とし、同条第4項中「前項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 現場代理人と監督員との間の連絡体制が確保され、現場代理人が工事現場に常駐しなくとも、現場代理人の権限の行使に問題がないと市長が認める場合においては、前項の規定にかかわらず、現場代理人は、工事現場に常駐することを要しないこととすることができる。

第28条後段を削り、同条に次の2項を加える。

2 市長は、前項の規定による求めがあった場合において、必要があると認めるときは、工期を延長するものとする。この場合において、その延長日数は、双方協議の上、定めるものとする。

3 前項前段の規定による工期の延長が本市の責めに帰すべき事由によるときは、市長は、請負代金額の変更を行い、又は請負人に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第39条中第3項を第6項とし、同条第2項中「前項」を「第1項及び第2項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第1項の次に次の3項を加える。

2 請負人は、前項の規定による前金払の請求を受けた建設工事が地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）附則第3条第2項各号に掲げる要件を満たした場合は、請負代金額の10分の2以内の範囲内で前項の規定による前金払に追加して前金払を請求することができる。ただし、工期が150日未満の工事及び請負代金額が1,000万円未満の工事については、この限りでない。

3 前項の規定による前金払（以下「中間前金払」という。）を受けようとする請負人は、中間前金払の支払対象者に該当することについて、あらかじめ市長の認定を受けなければならない。

- 4 前項の認定後、請負人は、保証事業会社と中間前金払に係る保証契約を締結し、その保証証書を市長に寄託した上で、当該保証証書記載の保証金額の範囲内において中間前金払の請求を行わなければならない。

附 則

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の津市建設工事執行規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約に係る工事から適用し、同日前に締結した契約に係る工事については、なお従前の例による。

津市職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成23年3月28日

津市長職務代理者 津市副市長 野口 正

津市規則第9号

津市職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する
規則

津市職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規則（平成18年津市規則
第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「並びに」を「、」に改め、「1号給の職員」の次に
「並びに教育職給料表（二）の職務の級3級の職員」を加える。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

津市福祉医療費等の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

津市長職務代理者 津市副市長 野口 正

津市規則第10号

津市福祉医療費等の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則
津市福祉医療費等の助成に関する条例施行規則（平成18年津市規則第74号）の一部を次のように改正する。
第9号様式を次のように改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

津市職員の義務教育等教員特別手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

津市長職務代理者 津市副市長 野 口 正

津市規則第11号

津市職員の義務教育等教員特別手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

津市職員の義務教育等教員特別手当の支給に関する規則（平成18年津市規則第211号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（適用職員）

第2条 条例第36条第1項の規則で定める職員は、幼稚園に勤務する園長、主任、教諭及び養護教諭とする。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級
	号給			
再任用職員 以外の職員	1	252 円	416 円	536 円
	2	252	449	536
	3	252	449	536
	4	252	449	536
	5	275	449	557
	6	275	467	557
	7	275	467	557
	8	275	467	557
	9	288	467	578
	10	288	487	578
	11	288	487	578
	12	288	487	578
	13	302	527	620
	14	302	527	620
	15	302	527	620
	16	302	527	620
	17	318	548	641
	18	318	548	641
	19	318	548	641
	20	318	548	641
	21	334	568	662
	22	334	568	662
	23	334	568	662
	24	334	568	662
	25	350	608	682
	26	350	608	682
	27	350	608	682
	28	350	629	682

29	367	629	702
30	367	629	702
31	367	629	702
32	367	649	702
33	383	649	721
34	383	649	721
35	383	649	721
36	383	668	721
37	399	668	741
38	399	668	741
39	399	668	741
40	399	686	741
41	416	686	760
42	416	686	760
43	416	704	760
44	416	704	760
45	449	704	779
46	449	704	779
47	449	722	779
48	449	722	779
49	467	722	798
50	467	722	798
51	467	739	798
52	467	739	798
53	487	739	818
54	487	755	818
55	487	755	818
56	487	755	818
57	527	771	837
58	527	771	837
59	527	771	837
60	527	786	837

61	548	786	856
62	548	786	856
63	548	801	856
64	548	801	856
65	568	801	874
66	568	815	874
67	568	815	874
68	568	815	874
69	608	829	889
70	608	829	889
71	608	829	889
72	608	842	889
73	629	842	904
74	629	853	904
75	629	853	904
76	629	853	904
77	649	864	917
78	649	864	917
79	649	874	917
80	649	874	917
81	668	874	929
82	668	882	929
83	668	882	929
84	668	882	929
85	686	882	938
86	686	882	938
87	686	882	938
88	686	882	938
89	704	882	947
90	704	882	947
91	704	882	947
92	704	882	947

93	722	882	956
94	722	882	956
95	722	882	956
96	722	882	956
97	739	882	956
98	739	882	956
99	739	882	956
100	739	882	956
101	755	882	956
102	755	882	956
103	755	882	956
104	755	882	956
105	771	882	956
106	771	882	956
107	771	882	956
108	771	882	956
109	786	882	956
110	786	882	956
111	786	882	956
112	786	882	956
113	801	882	956
114	801	882	956
115	801	882	956
116	801	882	956
117	815	882	956
118	815	903	956
119	815	903	956
120	815	903	956
121	829	915	956
122	829	915	956
123	829	915	956
124	829	915	956

125	842	925	956
126	842	925	956
127	842	925	956
128	842	925	956
129	853	935	956
130	853	935	956
131	853	935	956
132	853	935	956
133	864	945	956
134	864	945	956
135	864	945	956
136	864	945	956
137	874	953	956
138	874	953	956
139	874	953	956
140	874	953	956
141	882	953	956
142	882	953	956
143	882	953	956
144	882	953	956
145	882	953	956
146	882	953	956
147	882	953	956
148	882	953	956
149	882	953	956
150	882	953	956
151	882	953	956
152	882	953	956
153	882	953	956
154	882	953	956
155	882	953	956
156	882	953	

157	882	953	
158	882	953	
159	882	953	
160	882	953	
161	882	953	
162	882	953	
163	882	953	
164	882	953	
165	882	953	
166	882	953	
167	882	953	
168	882	953	
169	882	953	
170	882	953	
171	882		
172	882		
173	882		
174	882		
175	882		
176	882		
177	882		
178	882		
179	882		
180	882		
181	882		
182	882		
183	882		
184	882		
185	882		
186	882		
再任用職員	487	590	641

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

津市錫杖湖水荘の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成23年3月31日

津市長職務代理者 津市副市長 野口 正

津市規則第12号

津市錫杖湖水荘の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する
規則

津市錫杖湖水荘の設置及び管理に関する条例施行規則（平成18年津市規則
第142号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「芸濃総合支所地域振興課長」の次に「（担当副参事が置
かれる場合にあつては、担当副参事）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

津市物品会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

津市長職務代理者 津市副市長 野口 正

津市規則第13号

津市物品会計規則の一部を改正する規則

津市物品会計規則（平成18年津市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「各中央公民館長」を「中央公民館長」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

津市職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

平成23年3月31日

津市長職務代理者 津市副市長 野口 正

津市規則第14号

津市職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
津市職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（平成18年津市規則第32号）
の一部を次のように改正する。

別表条例第9条に規定する手当の項中

2 消防職員が救急業務に従事したとき。	1回	200円	(1) 運転業務に従事したときは、50円を加算する。 (2) 救急救命士法（平成3年法律第36号）第2条第2項に規定する救急救命士の資格を有する消防職員が同条第1項に規定する救急救命処置に係る業務に従事したときは、310円を加算する。 (3) 午後10時から翌日の午前5時までの間に業務に従事したときは、150円を加算する。 (4) 救急業務の実施に
---------------------	----	------	--

			際して、死亡人（最初に診断した医師がその最初の診断において死亡したと診断した人に限る。）の処理に直接従事したときは、支給しない。
	1 件	3,000円	救急業務の実施に際して、死亡人（最初に診断した医師がその最初の診断において死亡したと診断した人に限る。）の処理に直接従事したとき。この場合において、運転業務に従事したときは、50円を加算する。
3 消防職員が高所（地上10メートル以上）で消防業務に従事したとき。	1 回	350円	（1） 運転業務に従事したときは、50円を加算する。 （2） 午後10時から翌日の午前5時までの間に業務に従事したときは、150円を加算する。

を

2 消防職員が救急業務に従事したとき。	1 回	200円	（1） 運転業務に従事したときは、50円を加算
---------------------	-----	------	-------------------------

		<p>する。</p> <p>(2) 救急救命士法（平成3年法律第36号）第2条第2項に規定する救急救命士の資格を有する消防職員が同条第1項に規定する救急救命処置に係る業務に従事したときは、310円を加算する。</p> <p>(3) 午後10時から翌日の午前5時までの間に業務に従事したときは、150円を加算する。</p>	に
--	--	--	---

改め、同表条例第12条に規定する手当の項を次のように改める。

条例第12条 に規定する 手当	12月29日から翌年の1月3日までの日において特に勤務することを命ぜられる職員（環境事業課、競艇事業部、久居総合支所地域振興課、榊原自然の森温泉保養館、地域情報センター、斎場、アストプラザ、西部クリーンセンター、クリーンセン	日額	3,000円	(1) 12月29日及び同月30日に業務に従事したとき。 (2) この表における他の日額に係る手当額に加算する。
		日額	5,000円	(1) 12月31日、1月2日及び同月3日に業務に従事したとき。 (2) この表における他の日額に係る手当額に

<p>ターおおたか、河芸美化センター、白銀環境清掃センター、安芸・津衛生センター、クリーンセンターくもず、錫杖湖水荘、とことめの里一志内一志温泉、消防本部及び消防署に勤務する職員に限る。)が勤務をし、その定められた業務に従事したとき。</p>	<p>日額</p>	<p>7,000円</p>	<p>加算する。 (1) 1月1日に業務に従事したとき。 (2) この表における他の日額に係る手当額に加算する。</p>
---	-----------	---------------	--

附 則

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の津市職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後の勤務に係る特殊勤務手当について適用し、同日前の勤務に係る特殊勤務手当については、なお従前の例による。

津市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

津市長職代理者 津市副市長 野口 正

津市規則第15号

津市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

津市職員の育児休業等に関する規則（平成18年津市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「により」の次に「行い、育児休業条例第3条第7号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求する場合を除き」を、「1月」の次に「（育児休業条例第2条の2第3号に掲げる場合にあつては、2週間）」を加え、同条第2項に次のただし書を加える。

ただし、非常勤職員が育児休業条例第3条第7号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求した場合は、この限りでない。

第4条中「前条」を「前条第1項及び第2項本文」に改める。

第5条第3項、第11条及び第15条第2項中「第3条第2項」を「第3条第2項本文」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

津市農業共済事業財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

津市長職務代理者 津市副市長 野口 正

津市規則第16号

津市農業共済事業財務規則の一部を改正する規則

津市農業共済事業財務規則（平成18年津市規則第173号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「おいて、」の次に「農作物共済及び畑作物共済における」を加える。

第20条を次のように改める。

（収納金及び収納金に関する書類の取扱い）

第20条 企業出納員及び現金取扱員は、現金を収納した場合は、当該現金（以下「収納金」という。）及び当該収納金に関する書類をその日のうちに出納取扱金融機関に引き継がなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合には、その日の翌日に引き継ぐことができる。

- 2 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関は、収納金を出納取扱金融機関の農業共済事業に係る預金口座に収納日の5営業日までに振り替えなければならない。
- 3 出納取扱金融機関は、収納金に関する書類の送付を受けたときは、出納取扱金融機関における収納金の総括事務を行う店（以下「総括店」という。）においてその日分を取りまとめ、収納金送付書を付し、総括店をして収納日の6営業日の午前中までに会計管理者に送付しなければならない。
- 4 収納取扱金融機関は、収納金に関する書類を受けたときは、その日分を取りまとめ、収納金送付書を付し、収納日から5営業日の午前中までに、総括店に送付しなければならない。
- 5 総括店は、前項の規定により収納金に関する書類の送付を受けたときは、収納日の翌営業日の午前中までに会計管理者に送付しなければならない。
- 6 前3項の規定にかかわらず、出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関は、収納した収納金に関する書類が送付可能になり次第、速やかに送付しなければならない。
- 7 第1項の規定は、公金徴収事務等受託者が収入を徴収し、又は収納した場

合について準用する。

第20条の次に次の1条を加える。

(口座振替の方法による収納)

第20条の2 納入義務者から口座振替により共済掛金等を納付する旨の申出があったときは、口座振替の方法により収納することができる。

2 前項の場合において、農業共済室長は、領収書の交付を省略することができる。

附 則

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

2 改正後の津市農業共済事業財務規則の規定は、この規則の施行の日以後に収納する収納金について適用し、同日前の収納に係る収納金については、なお従前の例による。

平成23年4月1日における号給の調整に関する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

津市長職務代理者 津市副市長 野口 正

津市規則第17号

平成23年4月1日における号給の調整に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年津市条例第43号。以下「平成22年改正給与条例」という。）附則第4条第1項の規定による平成23年4月1日における号給の調整に関し必要な事項を定めるものとする。

(調整対象昇給日に昇給した職員との権衡上調整の対象となる職員)

第2条 平成22年改正給与条例附則第4条第1項の当該職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員は、平成22年1月1日（以下「調整対象昇給日」という。）に津市職員の給与に関する条例（平成18年津市条例第42号）第9条第1項の規定により昇給した職員以外の職員のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 調整対象昇給日から平成23年4月1日（以下「調整日」という。）の前日までの間に新たに職員となった者であって、津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則（平成18年津市規則第270号）附則第5項の規定により号給を決定されたもののうち、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成21年10月1日以前となるもの
- (2) 調整対象昇給日以前において、休職にされていた期間、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けていた期間、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定により育児休業をしていた期間、休暇のため引き続き勤務していなかった期間又は津市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成18年津市条例第37号）第2条第1項の規定により派遣されていた期間がある職員であって、平成21年1月1日から調整日の前日までの間に復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至ったもののうち、市長の定める職員

(3) 前2号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ市長の承認を得て定める職員。

附 則

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成22年改正給与条例附則第4条第1項の規定により号給を1号給上位の号給とされた職員に対しては、津市職員の任免に関する規則（平成18年津市規則第17号）第11条の規定にかかわらず、給料異動通知書によりその旨を通知するものとする。

津市職員の給与の支給に関する規則及び津市職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

津市長職務代理者 津市副市長 野口 正

津市規則第18号

津市職員の給与の支給に関する規則及び津市職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則

(津市職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

第1条 津市職員の給与の支給に関する規則(平成18年津市規則第26号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「又は第13条第1項」を「若しくは第13条第1項又は津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成22年津市条例第43号。以下「平成22年改正給与条例」という。)附則第4条第2項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた同条第1項」に改め、同条第3号中「又は第9条第2項」を「若しくは第9条第2項又は平成22年改正給与条例附則第4条第4項の規定により読み替えられた同条第1項」に改める。

第7条の2の見出し中「減額支給対象職員」を「条例附則第9項の規定により給与が減ぜられて支給される職員等」に改め、同条中「附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員(第39条の2において「減額支給対象職員」という。)」を「附則第9項の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員(附則第9項に規定する職員を除く。)のうち、その職務の級が条例附則第9項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(以下この条において「特定職員」という。)の55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日)以後」に改める。

第9条第3項中「附則第13項第2号」を「附則第9項第2号」に、「第15項」を「第11項」に改める。

第14条中第4項を削り、第5項を第4項とする。

第37条第2項第1号中「附則第13項第3号」を「附則第9項第3号」

に、「附則第13項第1号」を「附則第9項第1号」に改め、同項第2号中「附則第13項第4号」を「附則第9項第4号」に改める。

第39条の2の見出し中「附則第13項の規定」を「附則第9項の規定等」に改め、同条中「減額支給対象職員以外の者」を「条例附則第9項の規定により給与が減ぜられて支給される職員及び第7条の2の規定により管理職手当が減ぜられて支給される職員（以下この条において「減額支給対象職員」という。）以外の者」に、「附則第13項各号」を「附則第9項各号」に改め、「除く。）」の次に「及び第7条の2」を加える。

附則第7項中「附則第11項」を「附則第7項」に改める。

附則第8項中「附則第12項」を「附則第8項」に改め、同項第4号中「限る。）」の次に「及び教育職給料表（二）の職務の級3級の職員」を加える。

附則第9項（見出しを含む。）中「附則第13項」を「附則第9項」に改める。

別表第1教育職給料表（一）の職務の級4級から1級までの項の次に次のように加える。

教育職給料表（二） の職務の級3級	幼稚園長	55,200円
----------------------	------	---------

別表第3中「2級49号給」を「2級10号給及び1級53号給」に、「2級105号給」を「2級60号給及び1級109号給」に改める。

（津市職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正）
第2条 津市職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則（平成19年津市規則第6号）の一部を次のように改正する。

附則第2項及び第3項を削る。

附 則

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の津市職員の給与の支給に関する規則第7条の2の規定の適用については、同条中「55歳に達した日後における最初の4月1日（）」とあるのは「津市職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則（平成23年津市規則第18号）の施行の日（）」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

津市長職務代理者 津市副市長 野口 正

津市規則第19号

津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の一部を改正する規則

津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則（平成18年津市規則第270号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「さかのぼった」を「遡った」に、「10月1日以後」を「10月1日後」に改め、「平成22年1月1日まで」の次に「（平成23年4月1日以後に新たに職員となり、同日において43歳に満たない者にあつては、平成20年1月1日から平成21年1月1日まで）」を加える。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

津市長職務代理者 津市副市長 野口 正

津市規則第20号

津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成18年津市規則第27号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、幼稚園の主任、教諭及び養護教諭を昇格させた場合におけるその者の号給は、当分の間、その者が平成23年4月1日に昇格し、引き続き当該昇格した級に在級したものと仮定した場合に受ける号給に決定するものとする。ただし、当該号給に対応する給料月額が昇格した日の前日に受けていた給料月額を下回るときは、任命権者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

別表第2イ教育職給料表（二）の表を次のように改める。

イ 教育職給料表（二）

職務の級	標準的な職務の内容
1級	幼稚園の教諭及び養護教諭の職務
2級	幼稚園の主任の職務
3級	幼稚園の園長の職務

別表第4イ教育職給料表（二）の表を次のように改める。

イ 教育職給料表（二）

職種	学歴免許	初任給
幼稚園の教諭	大学卒	1級9号給
幼稚園の養護教諭	短大卒	1級1号給

別表第5ウ教育職給料表（二）の表を次のように改める。

ウ 教育職給料表 (二)

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給	
	2級	3級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	2
11	1	3
12	1	4
13	1	5
14	1	6
15	1	7
16	1	8
17	1	9
18	1	10
19	1	11
20	1	12
21	1	13
22	1	14
23	1	15
24	1	16
25	1	17
26	1	18
27	1	19
28	1	20
29	1	21
30	1	22
31	1	23
32	1	24
33	1	25
34	1	26

35	1	27
36	1	28
37	1	29
38	1	30
39	1	31
40	1	32
41	1	33
42	2	34
43	3	35
44	4	36
45	5	37
46	6	38
47	7	39
48	8	40
49	9	41
50	10	42
51	11	43
52	12	44
53	13	45
54	14	46
55	15	47
56	16	48
57	17	49
58	18	50
59	19	51
60	20	52
61	21	53
62	22	54
63	23	55
64	24	56
65	25	57
66	26	58
67	27	59
68	28	60
69	29	61
70	30	62
71	31	63

72	32	64
73	33	65
74	34	66
75	35	67
76	36	68
77	37	69
78	38	70
79	39	71
80	40	72
81	41	73
82	42	73
83	43	74
84	44	74
85	45	75
86	46	75
87	47	76
88	48	76
89	49	77
90	50	78
91	51	79
92	52	80
93	53	81
94	54	81
95	55	82
96	56	82
97	57	83
98	58	83
99	59	84
100	60	84
101	61	85
102	62	86
103	63	87
104	64	88
105	65	89
106	66	90
107	67	91
108	68	92

109	69	93
110	70	94
111	71	95
112	72	96
113	73	97
114	74	98
115	75	99
116	76	100
117	77	101
118	77	102
119	78	103
120	78	104
121	79	105
122	79	106
123	80	107
124	80	108
125	81	109
126	82	110
127	83	111
128	84	112
129	85	113
130	86	114
131	87	115
132	88	116
133	89	117
134	89	118
135	90	119
136	90	120
137	91	121
138	91	122
139	92	123
140	92	124
141	93	125
142	94	126
143	95	127
144	96	128
145	97	129

146	98	130
147	99	131
148	100	132
149	101	133
150	101	134
151	102	135
152	102	136
153	103	137
154	103	138
155	104	139
156	104	140
157	105	141
158	106	142
159	107	143
160	108	144
161	108	145
162	109	146
163	109	147
164	110	148
165	110	149
166	111	150
167	111	151
168	112	152
169	112	153
170	113	154
171	113	
172	114	
173	114	
174	115	
175	115	
176	116	
177	116	
178	117	
179	117	
180	118	
181	118	
182	119	

183	119	
184	120	
185	120	
186	121	

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

津市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成23年3月31日

津市長職務代理者 津市副市長 野口 正

津市規則第21号

津市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則の一部を改正する
規則

津市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則（平成18年津市規則
第191号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第12条」を「第13条」に改める。

第9条中「15日未満は切り捨て、15日以上は」を削る。

第2号様式及び第3号様式を次のように改める。

第2号様式(第5条関係)

賦課年度	
通知書番号	

下水道事業受益者負担金(分担金)決定通知書
津市指令下(記号番号)
年 月 日

(住所)
(氏名又は名称) 様

次のとおり下水道事業受益者負担金(分担金)を決定しましたので、津市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則第5条第1項の規定により通知します。
年 月 日

津市長 (氏 名) 印

賦課決定額内訳等

賦課決定額		賦課内容は別紙賦課明細書のとおり
円		
減免額・徴収猶予額		
円		
納付すべき額		
円		

納期	年度	年度	年度から	年度まで
第1期	9月1日から9月30日まで	円	毎年度	円
第2期	3月1日から3月31日まで	円	毎年度	円

- 負担金(分担金)の納付は、後日お送りする納入通知書によって納付してください。
- 負担金(分担金)を一括納付される場合は、納期前に納付される負担金額の100分の0.3の額に納期前に係る月数(1月未満の端数があるときは1月とする。)を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を一括納付報奨金として交付します。
- この通知書に不服があるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行政不服申立て等を行うことができます。
 - 負担金
この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、津市長に対して異議申立てをすることができます。
また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 分担金
この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して30日以内に、津市長に対して異議申立てをすることができます。
また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、この訴えは、前記の異議申立てに対する決定を受けた後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、当該決定を経ないで、訴えを提起することができます。
- あなたが津市の区域内に住所又は事務所等を有しない場合は、当該区域内において独立の生計を営む者のうちから納付代理人を定め、この通知書を受け取った日又は納付代理人を定める必要性を生じた日から14日以内に、下水道事業受益者負担金(分担金)納付代理人申告書を提出することができます。
- 受益者又は納付代理人の住所又は事務所等を変更した場合は、遅滞なく下水道事業受益者(納付代理人)住所変更申告書を提出してください。
- 受益者に変更があった場合は、遅滞なく下水道事業受益者変更申告書を提出してください。届出の日以後の納期に係る負担金は、新しく受益者となった方が負担することとなります。
- 負担金(分担金)の徴収猶予を受けた方でその事由が消滅した場合は、遅滞なくその旨を届け出てください。

第3号様式その1(第6条関係)

(1)

下水道事業 納入通知書
年度 受益者負担金(分担金)

--

賦課年度	通知書番号

(お問い合わせ番号)

この納入通知書により、納付額を各納期限までに納めてください。

年 月 日

津市長 (氏名) 印

(2)

下水道事業受益者負担金(分担金)納入通知額

納入通知額	円
賦課内容は別紙賦課明細書のとおり	

※納期限が休日等の場合は、その翌日が納期限となります。

期別	年度	年度	年度	年度
納付期間(月 月 日 ~ 月 月 日)	円	円	円	円
納付期間(月 月 日 ~ 月 月 日)	円	円	円	円

下水道事業受益者負担金(分担金)一括納付報奨金差引納付額

納入期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	全期分	I 年分
負担金(分担金)額	円	円
一括納付報奨金額	円	円
差引納付額	円	円

1 負担金（分担金）の納付について

- (1) 年 回（毎年 回）に分割し、各年度ごとに送付する納入通知書により納付してください。
- (2) 一括納付される場合は、一括納付報奨金が交付されます。この場合においては納付すべき負担金（分担金）の額は、一括納付報奨金を控除した額になります。一括納付報奨金の算式は次のとおりです。

◎ 第2期納付額 $\times 0.3 / 100 \times$ 前納月数の累計 $=$ 一括納付報奨金（10円未満切捨て）

○ 次の納付方法のいずれかを選んで納付してください。

全 額 一 括 納 付	全期分（2年目以降の時は残期分）の全額をまとめて納付の場合は、「全額一括」の納付書を使用してください。
1 年 分 一 括 納 付	1年分をまとめて納付する場合は、「1年分一括」の納付書を使用してください。
毎 期 納 付	年 回各納期ごとに納付する場合は、「1期分～ 期分」の各期別納付書を使用してください。

2 納付場所

(1) 津市指定金融機関

(2) 津市収納代理金融機関

※ 三重県、愛知県、岐阜県及び静岡県内の郵便局では、この納付書が使用できます。

これ以外の郵便局で納付の場合は、同封の「払込取扱票」により最寄りの郵便局から納付してください。

3 この納付書に不服がある場合

この通知書に不服があるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行政不服申立て等を行うことができます。

(1) 負担金

この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、津市長に対して異議申立てを行うことができます。

また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) 分担金

この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して30日以内に、津市長に対して異議申立てを行うことができます。

また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この訴えは、前記の異議申立てに対する決定を受けた後でなければ提起することができませんが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、当該決定を経ないで、訴えを提起することができます。

(5)

4 滞納した場合

納期限までに受益者分担金を納入されないうきは、納期限の翌日から日数に応じて年14.5%（納期限の翌日から1か月を経過するまでの期間については、年7.25%）の延滞金を徴収します。また、督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、滞納処分を受けることがあります。

5 受益者に変更があった場合

受益者に変更があった場合は、変更後の納期に係る負担金（分担金）は、新たに受益者となった者が納付することになりますので、遅滞なく下水道事業受益者変更申告書を提出してください。

6 住所変更した場合

住所を変更した場合は、遅滞なく下水道事業受益者（納付代理人）住所変更申告書を提出してください。

7 お問い合わせ先

(〒)

(名称) 部 (名称) 課

(電話) ()

(7)

下水道事業受益者 領収証書 (分担金) 領収証書 津市 加入者名 津市 年度 全額一括 納入者保管

賦年	課年度	通知書号	期別	徴収年度	期別	徴収年度	期別	額
								円
通番	負担金 (分担金) 額							円
	一括納付 報 票 金							円
合 計							円	
納 期 限	年 月 日						円	

上記のとおり領収しました。

全額一括

領 収 日 付 印 津市

下水道事業受益者 納入書 (分担金) 納入書 津市 加入者名 津市 年度 全額一括 金融機関又は郵便局保管

賦年	課年度	通知書号	期別	徴収年度	期別	徴収年度	期別	額
								円
通番	負担金 (分担金) 額							円
	一括納付 報 票 金							円
合 計							円	
納 期 限	年 月 日						円	

上記のとおり納付します。

全額一括

領 収 日 付 印 津市

下水道事業 納付書兼納入済通知書 (分担金) 津市 加入者名 津市 年度 全額一括 口座番号

手書き欄に記入する際は、枠の中に入るように入れていねいに記入してください。

住所 氏名 津市 姓納

●この納付書は、一括納付される場合に御使用ください。

(納入期間は、月 日から 月 日までです。)

賦課年度	徴収年度	期別	額
			円
通知書番号			
負担金 (分担金) 額	円		
一括納付 報 票 金	円		
合 計	円		
納 期 限	年 月 日		

左記のとおり領収しましたから通知します。

全額一括

この納付書は、上記の納入期間の翌日以降、使用できません。

領 収 日 付 印 津市

金融機関又は郵便局→津市

この通知書は機械処理しますので汚したり、折り返したりしないでください。

(8)

下水道事業受益者
負担金(分担金)領収証書 ㊦

口座番号 加入者名 津市 年度 1年分一括

賦年 通番	課 知 書 号	徴収 年度	期別	様
				円
				円
				円
				円
				円
合 計				円
納 期 限				年 月 日

上記のとおり領収しました。

領 収 日 付 印

1年分一括

津市

納入者保管

下水道事業受益者
負担金(分担金)納入書 ㊦

口座番号 加入者名 津市 年度 1年分一括

賦年 通番	課 知 書 号	徴収 年度	期別	様
				円
				円
				円
				円
				円
合 計				円
納 期 限				年 月 日

上記のとおり納付します。

領 収 日 付 印

1年分一括

津市

金融機関又は郵便局保管

下水道事業
納付書兼納入済通知書 ㊦

受益者負担金(分担金) 加入者名 津市

年度 1年分一括 口座番号

住所 氏名 様納

●この納付書は、1年分一括納付される場合に御使用ください。
(納入期間は、 月 日から 月 日までです。)

賦課年度	徴収年度	期別
通知書番号		
負担金(分担金)額		円
一括納付 報 奨 金		円
合 計		円
納 期 限		年 月 日

左記のとおり領収しましたから通知します。

領 収 日 付 印

1年分一括

この納付書は、上記の納入期間の翌日以降、使用できません。

金融機関又は郵便局→津市

この通知書は、機械処理しますので、汚したり、折り曲げたりしないでください。

手書き欄に記入する際は、枠の中に入らぬように入れてのねいに記入してください。

(2)

下水道事業受益者負担金(分担金)納入通知額

納入通知額

円

賦課内容は別紙賦課明細書のとおり

年度 期別	年度	年度	年度	年度	年度
	円	円	円	円	円
振替日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
振替日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

あなただの振替口座

金融機関名	
預金種別	
口座番号	
口座名義	
納付区分	

- 1 負担金（分担金）の納付について
(1) 年 回（毎年 回）に分割し、各年度ごとに納入通知書を送付します。
(2) 納入通知額のおりご指定の口座から納期限の日に振り替えます。
この納入通知書に不服がある場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行政不服申立て等を行うことができます。
(1) 負担金
この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、津市長に対して異議申立てを行うことができます。
また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (2) 分担金
この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して30日以内に、津市長に対して異議申立てを行うことができます。
また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、この訴えは、前記の異議申立てに対する決定を受けた後でなければ提起することができないこととさせていただきます。
事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、当該決定を経ないで、訴えを提起することができます。
- 3 納期限までに納付しなかった場合
督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されないと、滞納処分を受ける場合があります。
- 4 受益者に変更があった場合
受益者に変更があった場合は、変更後の納期に係る負担金（分担金）は、新たに受益者となった者が納付することになりますので、滞りなく下水道事業受益者変更申告書を提出してください。
- 5 住所を変更した場合
住所を変更した場合は、滞りなく下水道事業受益者（納付代理人）住所変更申告書を提出してください。
- 6 お問い合わせ先
(〒) (名称) 部 () (名称) 課
() (電話) ()

第10号様式を次のように改める。

第10号様式(第15条関係)

通知書番号

下水道事業受益者負担金(分担金)減免決定通知書

津市指令下(記号番号)
年 月 日

(住 所)
(氏名又は名称) 様

津市長 (氏 名) 印

先に申請のあった下水道事業受益者負担金(分担金)の減免について、次のとおり(するしない)ことに決定しましたので、津市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則第15条第2項の規定により通知します。

条 件 減免を受けることとなった理由が消滅したときは、遅滞なくその旨を届け出ること。

決 定 理 由		年度 期							
賦課年度及び期別		現況地目	地積(m ²)	1㎡当たりの負担金の額×地積(円)	戸数割額(円)	賦課決定額(円)	減免率(%)	減免額(円)	納付すべき額(円)
土 地 の 所 在				(A)	(B)	(A) + (B)	(%)	(C)	(A) + (B) - (C)

この通知書に不服があるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行政不服申立て等を行うことができます。

(1) 負担金

この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、津市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分取消しの訴えを提起することができます。

(2) 分担金

この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して30日以内に、津市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分取消しの訴えを提起することができます。

なお、この訴えは、前記の異議申立てに対する決定を受けた後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、当該決定を経ないで、訴えを提起することができます。

附 則

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第9条及び第3号様式の規定は、この規則の施行の日以後に賦課決定した受益者負担金及び分担金(以下「負担金」という。)について適用し、同日前に賦課決定した負担金についてはなお従前の例による。

津市保育所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

津市長職務代理者 津市副市長 野口 正

津市規則第22号

津市保育所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
津市保育所の設置及び管理に関する条例施行規則（平成18年津市規則第8号）の一部を次のように改正する。

第18条を第20条とする。

第17条中「第3条から第12条まで及び第15条」を「第3条から第14条まで及び第17条」に改め、同条を第19条とし、第13条から第16条までを2条ずつ繰り下げる。

第12条中「第10条」を「第12条」に、「第9号様式」を「第11号様式」に改め、同条を第14条とする。

第11条中「第8号様式」を「第10号様式」に改め、同条を第13条とし、第10条を第12条とし、第9条の次に次の2条を加える。

（過誤納金の取扱い）

第10条 市長は、過誤納に係る入所負担金（以下「過誤納金」という。）があるときは、本人又はその扶養義務者に還付するものとする。

2 前項の場合において、還付を受けるべき本人又はその扶養義務者に未納の入所負担金があるときは、過誤納金を当該未納の入所負担金に充当するものとする。

3 市長は、前2項の規定により、過誤納金を還付し、又は充当するときは、保育所入所負担金過誤納金還付（充当）通知書（第8号様式）により本人又はその扶養義務者に通知するものとする。

（身分証明書）

第11条 入所負担金の徴収に従事する職員は、保育所入所負担金徴収職員証（第9号様式）を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第9号様式中「第12条関係」を「第14条関係」に、「第12条」を「第14条」に改め、同様式を第11号様式とする。

第8号様式中「第11条関係」を「第13条関係」に、「第11条」を「第

13条」に改め、同様式を第10号様式とし、第7号様式の次に次の2様式を加える。

第9号様式（第11条関係）

（表）

契 印	
（証号番号）	保育所入所負担金徴収職員証
	津市（名称）部（名称）課
（写真）	職名
	氏名
	（ 年 月 日生）
契 印	年 月 日発行
	津市長（氏 名） 印

（裏）

- 1 本証は、保育所入所負担金の徴収に関する事務を行う場合には、必ず携行しなければならない。
- 2 本証は、関係人の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。
- 3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 4 本証は、退職その他の理由により、不要になったときは、直ちに返還しなければならない。
- 5 本証の有効期間は、発行の日から4年とする。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

津市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

津市長職務代理者 津市副市長 野口 正

津市規則第23号

津市事務分掌規則の一部を改正する規則

津市事務分掌規則（平成18年津市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号の表中「滞納整理担当」を削り、同項第7号の表中「保険管理担当 国民健康保険担当 納付指導担当」を「管理担当 保険担当」に改め、同項第11号の表中「海上アクセス担当」を「海上アクセス担当 名松線復旧推進担当」に改め、同項第12号の表中「河川担当」を「河川担当 道路等特定事項担当」に改め、同項第13号の表中「業務担当」を「料金担当」に改め、「下水処理場担当」を削る。

第2条第3項中第11号を第12号とし、第2号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 政策財務部収税課

特別滞納整理推進室 特別滞納整理推進担当

別表第1 政策財務部の表収税課の部整理担当の項第9号中「課」の次に「（特別滞納整理推進室を含む。）」を加え、同部徴収担当の項第3号中「差押処分」の次に「及び換価」を加え、同項中第4号を第5号とし、同号の前に次の1号を加える。

(4) 市税の参加差押え及び交付要求に関すること。

別表第1 政策財務部の表収税課の部徴収担当の項に次の2号を加える。

(6) 市税に係る財産の調査に関すること。

(7) 三重地方税管理回収機構との滞納処分に係る調整に関すること（特別滞納整理推進室に係るものを除く。）。

別表第1 政策財務部の表収税課の部滞納整理担当の項を削る。

別表第1 市民部の表市民交流課の部交通安全担当の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

別表第1 健康福祉部の表介護保険課の部介護保険担当の項第11号中「公売」を「換価」に改める。

別表第1 健康福祉部の表保険年金課の部保険管理担当の項及び国民健康保険担当の項を次のように改める。

管理担当	<ul style="list-style-type: none"> (1) 国民健康保険の事業の計画及び調整に関すること。 (2) 国民健康保険運営協議会に関すること。 (3) 津市国民健康保険事業特別会計に関すること。 (4) 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の収納整理に関すること。 (5) 津市国民健康保険竹原診療所に関すること。 (6) 課（医療助成室を含む。）の庶務に関すること。
保険担当	<ul style="list-style-type: none"> (1) 国民健康保険被保険者の資格の取得及び喪失に関すること。 (2) 国民健康保険被保険者証の交付及び検認に関すること。 (3) 国民健康保険料の賦課及び調定に関すること。 (4) 国民健康保険料の納入通知書等の発送に関すること。 (5) 国民健康保険に係る給付に関すること。 (6) 国民健康保険に係る療養費、高額療養費、出産育児一時金及び葬祭費の支給等に関すること。 (7) 国民健康保険に係る特定健康診査及び特定保健指導に関すること。 (8) 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料に係る納付相談及び調査の推進に関すること。 (9) 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料に係る徴収猶予及び欠損処分に関すること。 (10) 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料

- に係る差押処分及び換価に関すること。
- (11) その他国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料に係る滞納整理の推進に関すること。

別表第1 健康福祉部の表保険年金課の部納付指導担当の項を削る。

別表第1 都市計画部の表交通政策課の部に次のように加える。

名松線復旧 推進担当	<p>(1) 名松線復旧工事に係る調査、設計及び積算に関すること。</p> <p>(2) 名松線復旧工事に係る工事の施行並びに管理及び監督に関すること。</p> <p>(3) その他名松線復旧工事に係る関係機関との連絡調整等に関すること。</p>
---------------	---

別表第1 建設部の表建設維持課の部に次のように加える。

道路等特定 事項担当	<p>(1) 道路等特定事項に係る工事の推進及び総括に関すること。</p> <p>(2) 道路等特定事項に係る計画の策定及び進行管理に関すること。</p> <p>(3) 道路等特定事項に係る用地取得等の推進及び総括に関すること。</p>
---------------	--

別表第1 下水道部の表を次のように改める。

下水道部

課	担当	分掌事務
下水道政策 課	企画管理担 当	<p>(1) 部の業務に係る企画の総括及び総合調整に関すること。</p> <p>(2) 部に係る予算の調製及び執行に関すること。</p> <p>(3) 部及び課の庶務に関すること。</p>
	経営計画担 当	<p>(1) 下水道事業に係る調査及び計画に関すること。</p> <p>(2) 総合的な都市排水に係る調査及び計画に関すること。</p> <p>(3) 下水道建設工事等に係る調整及び進行管理に関すること。</p> <p>(4) 公共下水道の供用開始に関すること。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> (5) 下水道事業の経営に関すること。 (6) 下水道事業に係る企業会計への移行の準備に関すること。 (7) 下水道施設等における長寿命化計画の策定に係る総括及び調整に関すること。
	料金担当	<ul style="list-style-type: none"> (1) 公共下水道事業受益者負担金等に関すること。 (2) 下水道使用料に関すること。 (3) 加入金に関すること。
下水道建設課	建設担当	<ul style="list-style-type: none"> (1) 下水道建設工事の設計及び施行に関すること。 (2) 私道への公共下水道設置に関すること。 (3) 公共ます等の設置に関すること。 (4) 流域下水道事業の推進に係る総合調整に関すること。 (5) 課の庶務に関すること。
	維持担当	<ul style="list-style-type: none"> (1) 下水道管渠等（都市下水路を含む。）に係る維持工事の設計及び施行に関すること。 (2) 下水道管渠等（都市下水路を含む。）の維持管理に関すること。 (3) 下水道台帳に関すること。 (4) 特定事業場に関すること。 (5) 水質規制に関すること。 (6) 排水設備の普及、指導及び検査に関すること。 (7) 下水道排水設備指定工事店に関すること。 (8) 水洗便所改造資金の融資あっせん及び助成等に関すること。 (9) 下水道普及向上預金に関すること。 (10) 公共下水道使用者の指導及び公共下水道の使用に係る啓発に関すること。

		(1) 下水道認可区域浄化槽設置事業補助金に関すること。
下水道施設課	施設担当	(1) ポンプ施設及び附帯施設並びに終末処理場に係る設備工事の設計及び施行に関すること。 (2) ポンプ施設及び附帯施設並びに終末処理場の維持管理に関すること。 (3) 南部産業廃棄物最終処分場の管理に関すること。 (4) 課の庶務に関すること。

別表第3 政策財務部政策課の表の次に次の表を加える。

政策財務部収税課

室	担当	分掌事務
特別滞納整理推進室	特別滞納整理推進担当	(1) 移管を受けた市税、国民健康保険料、介護保険料及び保育所入所負担金（以下「滞納市税等」という。）に係る徴収督促及び滞納整理に関すること。 (2) 滞納市税等に係る差押処分及び換価に関すること。 (3) 滞納市税等に係る参加差押え及び交付要求に関すること。 (4) 滞納市税等に係る財産の調査に関すること。 (5) 三重地方税管理回収機構との滞納処分に係る調整に関すること。 (6) 他課の滞納整理に係る指導、助言及び研修に関すること。

別表第3 健康福祉部保険年金課の表医療助成室の部後期高齢者医療担当の項中第8号を削り、第9号を第8号とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(津市公印規則の一部改正)

- 2 津市公印規則（平成18年津市規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表市印の項中「保険年金課国民健康保険担当」を「保険年金課保険担当」に改める。

（津市国民健康保険条例施行規則の一部改正）

- 3 津市国民健康保険条例施行規則（平成18年津市規則第113号）の一部を次のように改正する。

第7条の表中「保険年金課保険管理担当」を「保険年金課管理担当」に改める。

津市安濃農民研修センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

津市長職務代理者 津市副市長 野口 正

津市規則第24号

津市安濃農民研修センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市安濃農民研修センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成18年津市規則第258号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「安濃総合支所地域振興課長」の次に「（担当副参事が置かれる場合にあつては、担当副参事）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

津市駐車場事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

津市長職務代理者 津市副市長 野口 正

津市規則第25号

津市駐車場事業の財務に関する特例を定める規則の一部を改正する規則
津市駐車場事業の財務に関する特例を定める規則（平成18年津市規則第208号）の一部を次のように改正する。

第17条を次のように改める。

（収納金及び収納金に関する書類の取扱い）

- 第17条 企業出納員及び現金取扱員は、現金を収納した場合は、当該現金（以下「収納金」という。）及び当該収納金に関する書類をその日のうちに出納取扱金融機関に引き継がなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合には、その日の翌日に引き継ぐことができる。
- 2 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関は、収納金を出納取扱金融機関の駐車場事業に係る預金口座に収納日の5営業日までに振り替えなければならない。
 - 3 出納取扱金融機関は、収納金に関する書類の送付を受けたときは、出納取扱金融機関における収納金の総括事務を行う店（以下「総括店」という。）においてその日分を取りまとめ、収納金送付書を付し、総括店をして収納日の6営業日の午前中までに会計管理者に送付しなければならない。
 - 4 収納取扱金融機関は、収納金に関する書類を受けたときは、その日分を取りまとめ、収納金送付書を付し、収納日から5営業日の午前中までに、総括店に送付しなければならない。
 - 5 総括店は、前項の規定により収納金に関する書類の送付を受けたときは、収納日の翌営業日の午前中までに会計管理者に送付しなければならない。
 - 6 前3項の規定にかかわらず、出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関は、収納した収納金に関する書類が送付可能になり次第、速やかに送付しなければならない。
 - 7 第1項の規定は、公金徴収事務等受託者が収入を徴収し、又は収納した場合について準用する。

附 則

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の津市駐車場事業の財務に関する特例を定める規則の規定は、この規則の施行の日以後に収納する収納金について適用し、同日前の収納に係る収納金については、なお従前の例による。

津市終末処理場の設置及び管理に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

平成23年3月31日

津市長職務代理者 津市副市長 野口 正

津市規則第26号

津市終末処理場の設置及び管理に関する規則の一部を改正する規則
津市終末処理場の設置及び管理に関する規則（平成18年津市規則第190号）
の一部を次のように改正する。

第3条の表中津市佐田浄化センターの項を削る。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

津市ポルタひさいふれあいセンター内市民ギャラリー等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

津市長職務代理者 津市副市長 野 口 正

津市規則第27号

津市津市ポルタひさいふれあいセンター内市民ギャラリー等に関する規則の一部を改正する規則

津市ポルタひさいふれあいセンター内市民ギャラリー等に関する規則（平成18年津市規則第59号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項中第10号を削り、第11号を第10号とする。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

津市アストプラザ内アストホール等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

津市長職務代理者 津市副市長 野口 正

津市規則第28号

津市アストプラザ内アストホール等に関する規則の一部を改正する規則
津市アストプラザ内アストホール等に関する規則（平成18年津市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項中第10号を削り、第11号を第10号とする。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

津市美杉地域産物加工販売施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

津市長職務代理者 津市副市長 野 口 正

津市規則第29号

津市美杉地域産物加工販売施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市美杉地域産物加工販売施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成18年津市規則第151号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「美杉総合支所地域振興課長」の次に「（担当副参事が置かれる場合にあっては、担当副参事）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

津市レークサイド君ヶ野の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

津市長職務代理者 津市副市長 野口 正

津市規則第30号

津市レークサイド君ヶ野の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市レークサイド君ヶ野の設置及び管理に関する条例施行規則（平成18年津市規則第149号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「美杉総合支所地域振興課長」の次に「（担当副参事が置かれる場合にあつては、担当副参事）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

津市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

津市長職務代理者 津市副市長 野口 正

津市規則第31号

津市会計規則の一部を改正する規則

津市会計規則（平成18年津市規則第42号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「各中央公民館長」を「中央公民館長」に改める。

第10条第1項中「、遅滞なく」を削り、「（第9号様式）を」の次に「、歳入の調定を変更したときは調定通知書（変更）（第9号様式の2）を遅滞なく」を加える。

第11条第3項中「15日」を「30日」に改める。

第14条第1項中「除く」の次に「。第4項、第16条第5項、第16条の2第4号、第17条、第21条及び第34条第1項において同じ」を加え、同条第4項中「指定金融機関」を「指定金融機関等」に改める。

第16条第6項中「届け出るものとする」を「届け出なければならない」に改める。

第27条第1項第2号中「支出負担行為伺書」を「支出負担行為伺書（変更）（第22号様式の2）」に改め、同条第2項中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 扶助費のうち金銭で給付するもの

第28条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、紛失その他やむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りではない。

第28条第2号を次のように改める。

(2) 領収に用いる印鑑は、請求書に用いた印鑑と同一のものでなければならない。

第28条に次の1項を加える。

2 前項ただし書の規定に該当する場合は、使用する印鑑が債権者の印鑑であることを証明する書類を提出させ、支払をしなければならない。

第32条中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第18号までを1号ずつ繰り上げる。

第34条第2項を削る。

第40条第1項を次のように改める。

令第164条第5号の規定により、次の各号に掲げる経費の支払については、その収納に係る当該各号に掲げる現金を繰り替えて使用することができる。

- (1) 下水道事業受益者負担金に係る一括納付報奨金 当該負担金の収入金
- (2) モーターボート競走開催期間中における事故補填金及び場外発売に係る委託料 当該事業における勝舟投票券の発売代金

第43条第1項中「ときは、」の次に「当該支出負担行為が法令又は予算に違反していないこと及び」を加え、同条第2項中「確認は、」を「債務が確定していることの確認は、」に改める。

第44条の次に次の1条を加える。

(支出事務の委託)

第44条の2 市長は、令第165条の3第1項の規定により支出の事務を私人に委託したときは、その旨を会計管理者に通知しなければならない。

2 前項に規定する委託は、契約によるものとする。

3 第1項の規定により委託を受けた者は、支出事務を履行した後速やかにその支払を証する書類等を会計管理者に提出しなければならない。

第49条第3項中「行うため、総括店」を「行うための総括店（以下「総括店」という。）」に改める。

第50条第2項中「おいては」を「おける収納業務は」に改める。

第53条第1項中「収入金日計表」を「収納金送付書」に、「翌営業日の午前中」を「6営業日の午前中まで」に改め、同条第2項中「収入金送付書」を「収納金送付書」に、「翌営業日の午前中」を「5営業日の午前中まで」に改め、同条第3項中「収納日の翌営業日の午前中」を「受領日の翌営業日の午前中まで」に改め、「会計管理者に」の次に「当該書類を」を加え、同条に次の1項を加える。

5 前各項の規定にかかわらず、指定金融機関等は、収納した公金の納入に関する書類が送付可能になり次第、速やかに送付しなければならない。

第54条第3項中「3営業日」を「6営業日」に改め、同条に次の1項を加える。

5 第3項の規定にかかわらず、収納代理金融機関は、収納した収納金が払い込み可能になり次第、速やかに払い込まなければならない。

第63条中「に、及び毎月における収納又は支払について、出納月計表（第46号様式）を調製し、これを翌月5日」を削り、同条に次の1項を加える。

2 総括店は、毎月における収納又は支払について、出納月計表（第46号様式）を調製し、これを翌月5日までに会計管理者に提出しなければならない。

第66条第1項中「3,000万円」を「5億円」に改める。

第68条第3項中「歳入歳出外現金払出調書」の次に「に基づき、払出命令書（第47号様式）」を加える。

第74条第1項中「第47号様式」を「第48号様式」に改める。

第75条第2項中「第48号様式」を「第49号様式」に改め、同条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第76条第1項を次のように改める。

会計管理者は、債権者の住所が本市の区域外にあるとき、又は、本市の区域内であっても、特に必要と認めるものについては、令第165条第1項の規定により隔地払をすることができる。この場合において、会計管理者は、指定金融機関を受取人とする小切手を振り出すとともに、隔地払依頼書を当該指定金融機関に交付して、支払の手續をしなければならない。

第76条第2項中「第49号様式」を「第50号様式」に改める。

第83条の見出し中「指定金融機関」を「指定金融機関等」に改める。

第88条の見出しを「（会計間の繰替運用）」に改める。

第2号様式から第5号様式までを次のように改める。

第9号様式を次のように改める。

調定通知書

起案責任者					(市内電話)
起案日	年	月	日	決裁日	年 月 日

決裁										
	会計管理室									

年度 調定番号

調定額			調定額累計	
所属			収入済額累計	
会計 予算区分 歳入番号			収入未済額累計	
款 項 目 節 細節 細々節			納期限	
			調定区分 分納調定区分	

摘要				
----	--	--	--	--

納入義務者 住所 名称				
-------------------	--	--	--	--

備考				
----	--	--	--	--

第9号様式の次に次の1様式を加える。

調定通知書(変更)

起案責任者				(庁内電話)
起案日	年 月 日	決裁日	年 月 日	

決裁										
	会計管理室									

年度 調定番号

調定履歴番号

変更調定額			変更後調定額	
所属			納期限 調定区分	
会計 予算区分 歳入番号				
款 項 目 節 細節 細々節				

摘要	
----	--

納入義務者 住所 名称	
-------------------	--

備考	
----	--

第10号様式から第13号様式までを次のように改める。

第10号様式 (第11条関係)

納入通知書兼領収書

様

金額	円
----	---

摘要

納期限 年 月 日

上記のとおり納期限までに納入してください。

年 月 日

津市長 (氏名) 印

お問い合わせ先 (名称) 部 (名称) 課

年度	会計	科目	区分	所属	事業
納付番号	枝番	調定番号	金額	件数	

納入場所

上記金額を領収しました。

領収日付印

領収済通知書

年度 会計 科目 区分 所属 事業

納付番号 枝番 調定番号 金額 件数 CD

金額 (手書き用) 件数 (手書き用)

億 千万 万 千 百 十 円
 億 千万 万 千 百 十 件

様納

年度	会計	科目	区分	所属	事業
納付番号	枝番	調定番号	金額	件数	

摘要

主管 (名称) 部 (名称) 課

納期限 年 月 日

通知日 年 月 日

上記の金額を領収しました。

指定金融機関等

領収日付印

納入通知書発行控

納入義務者

金額	円
----	---

摘要

納期限 年 月 日
通知日 年 月 日

年度	会計	科目	区分	所属	事業
納付番号	枝番	調定番号	金額	件数	

主管 (名称) 部 (名称) 課

第111号様式 (第111条関係)

納付書兼領収書

様

金額	円
----	---

摘要

上記のとおり納入します。

納期限 年 月 日
発行日 年 月 日

お問い合わせ先 (名称) 部 (名称) 課

年度	会計	科目	区分	所属	事業
納付番号	枝番	調定番号	金額	件数	

納入場所

上記金額を領収しました。

領収日付印

領収済通知書

年度 会計 科目 区分 所属 事業

納付番号 枝番 調定番号 金額 件数 CD

金額 (手書き用) 件数 (手書き用)
 億 千 万 十 千 百 十 件
 億 千 万 十 千 百 十 件

様納

年度	会計	科目	区分	所属	事業
納付番号	枝番	調定番号	金額	件数	

摘要

主管 (名称) 部 (名称) 課

納期限 年 月 日
発行日 年 月 日

上記の金額を領収しました。

指定金融機関等

領収日付印

納付書発行控

納入義務者

金額	円
----	---

摘要

納期限 年 月 日
発行日 年 月 日

年度	会計	科目	区分	所属	事業
納付番号	枝番	調定番号	金額	件数	

主管 (名称) 部 (名称) 課

戻入命令書

起案責任者					(庁内電話)
起案日	年	月	日	決裁日	年 月 日

決裁										
	会計管理室									

年度 支出命令番号 戻入枝番

戻入命令額			戻入命令前の 配当予算残額	戻入命令後の 配当予算残額
所属				
会計 予算区分 事業番号 節内訳番号			支払日	
款 項 目 事業			納期限	
節 細節 細々節				

摘要				
----	--	--	--	--

返納人 住所 名称				
-----------------	--	--	--	--

備考				
----	--	--	--	--

第13号様式 (第13条関係)

戻入通知書兼領収書

様

金額	円
----	---

摘要

納期限 年 月 日

上記のとおり納期限までに戻入してください。

年 月 日

津市長 (氏名) 印

お問い合わせ先 (名称) 部 (名称) 課

年度	会計	科目	区分	所属	事業
納付番号	枝番	戻入番号	金額	件数	

納入場所

上記金額を領収しました。

領収日付印

領収済通知書

年度 会計 科目 区分 所属 事業

納付番号 枝番 戻入番号 金額 件数 CD

金額(手書き用) 件数(手書き用)

十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	件
<input type="text"/>									

様納

年度	会計	科目	区分	所属	事業
納付番号	枝番	戻入番号	金額	件数	

摘要

主管 (名称) 部 (名称) 課

納期限 年 月 日

通知日 年 月 日

上記の金額を領収しました。

指定金融機関等

領収日付印

戻入通知書発行控

納入義務者

金額	円
----	---

摘要

納期限 年 月 日
通知日 年 月 日

年度	会計	科目	区分	所属	事業
納付番号	枝番	戻入番号	金額	件数	

主管 (名称) 部 (名称) 課

第15号様式を次のように改める。

第15号様式 (第14条関係)

払込書兼領収書

津市出納員 津市現金取扱員

金額	円
----	---

概要

上記のとおり払い込みます。

払込日 年 月 日

お問い合わせ先 (名称) 部 (名称) 課

年度	会計	科目	区分	所属	事業
納付番号	枝番	調定番号	金額	件数	

納入場所

上記金額を領収しました。

領収日付印

領収済通知書

年度 会計 科目 区分 所属 事業

納付番号 枝番 調定番号 金額 件数 CD

金額 (手書き用) 件数 (手書き用)

億	十	千	百	十	万	円	万	千	百	十	件
<input type="text"/>											

津市出納員 津市現金取扱員

様納

年度	会計	科目	区分	所属	事業
納付番号	枝番	調定番号	金額	件数	

概要

主管 (名称) 部 (名称) 課

払込日 年 月 日

上記の金額を領収しました。

指定金融機関等

領収日付印

払込書発行控

津市出納員 津市現金取扱員

金額	円
----	---

概要

払込日 年 月 日

年度	会計	科目	区分	所属	事業
納付番号	枝番	調定番号	金額	件数	

主管 (名称) 部 (名称) 課

第18号様式から第21号様式までを次のように改める。

不納欠損通知書

起案責任者							(庁内電話)
起案日	年	月	日	決裁日	年	月	日	

決裁									
	会計管理室								

年度 調定番号

調定履歴番号

不納欠損額		調定額	
所属		不納欠損前 収入未済額	
会計 予算区分 歳入番号		納期限 調定区分	
款 項 目 節 細節 細々節			

摘要	
----	--

納入義務者 住所 名称	
-------------------	--

備考	
----	--

更正命令書 (収入更正)

起案責任者									(庁内電話)
起案日	年	月	日	決裁日	年	月	日			

決裁										
	会計管理室									

年度 更正番号

収入更正額				収入更正種別			
収入更正元				収入更正先			
年度	年度 調定番号			年度	年度 調定番号		
所属				所属			
会計 予算区分				会計 予算区分			
歳入番号				歳入番号			
款 項 目 節 細 節 細々節				款 項 目 節 細 節 細々節			
調定額 更正後収入済額 更正後収入未済額				調定額 更正後収入済額 更正後収入未済額			

摘要							

支出命令書

起案責任者	(庁内電話)			
起案日	年 月 日	決裁日	年 月 日	

決裁	支 出 命 令									
	会計管理室					支出命令に係る確認及び支出決定				

年度 支出命令番号

支出命令額		支出命令未済額	
源泉所得税額		負担行為番号	
その他控除額		支出区分	
差引支払額		支払方法	
所属		検収日	
会計 予算区分 事業番号 節内訳番号		支払予定日	
款 項 目 事業		請求日	
節 細節 細々節		請求書番号	
摘要			
債権者等 住所 名称 振込先			
		印	

(宛先) 津市会計管理者

年 月 日

収 入
印 紙

上記の金額を領収しました。

支出負担行為伺書

起案責任者	(庁内電話)									
起案日	年	月	日	決裁日	年	月	日			

決裁										

年度 支出負担行為番号

支出負担行為額		配当予算残額	
所属			
会計 予算区分 事業番号 節内訳番号			
款 項 目 事業			
節 細節 細々節			

摘要	
----	--

債権者等 住所 名称		
------------------	--	--

備考	
----	--

第22号様式の次に次の1様式を加える。

第22号様式の2 (第27条関係)

支出負担行為伺書(変更)

起案責任者	(庁内電話)										
起案日	年	月	日	決裁日	年	月	日				

決 裁										

年度 支出負担行為番号 変更枝番

変更負担行為額			配当予算残額	
所属			変更前 負担行為額	
会計 予算区分 事業番号 節内訳番号			変更後 負担行為額	
款 項 目 事業				
節 細節 細々節				

摘要				
----	--	--	--	--

債権者等 住所 名称				
------------------	--	--	--	--

備考				
----	--	--	--	--

第28号様式及び第29号様式を次のように改める。

精 算 票

起案責任者					(庁内電話)
起案日	年 月 日	決裁日	年 月 日		

決 裁										
	会計管理室									

年度 支出命令番号 精算枝番

精算額		支出区分 支払方法 支払日 精算区分	
支出済額			
返納額			
所属			
会計 予算区分 事業番号 節内訳番号			
款 項 目 事業			
節 細 節 細々節			

摘要			
----	--	--	--

精算者 住所 名称			
-----------------	--	--	--

上記のとおり証拠書類を添えて精算します。

年 月 日

(宛先)津市会計管理者

住所

名称

印

戻出命令書

起案責任者	(庁内電話)						
起案日	年	月	日	決裁日	年	月	日

決裁	戻出命令									
	会計管理室					戻出命令に係る確認及び戻出決定				

年度 戻出番号

戻出命令額		調定額 収入済額 調定額累計 収入済額累計	
所属		支払予定日 調定番号 調定区分 支出区分	
会計 予算区分 歳入番号		支払方法 請求日 請求書番号	
款 項 目 節 細節 細々節			

摘要	
----	--

債権者等 住所 名称 振込先	
-------------------------	--

印

(宛先) 津市会計管理者

年 月 日

収入
印紙

上記の金額を領収しました。

* 第37号様式を次のように改める。

更正命令書 (支出更正)

起案責任者	(庁内電話)									
起案日	年	月	日	決裁日	年	月	日			

決裁										
	会計管理室									

年度 更正番号

支出更正額		支出更正種別	
支出更正元		支出更正先	
年度	年度 負担行為番号	年度	年度
所属		所属	
会計 予算区分		会計 予算区分	
事業番号 節内訳番号		事業番号 節内訳番号	
款 項 目 事業		款 項 目 事業	
節 細節 細々節		節 細節 細々節	
支出済額 更正前配当予算残額 更正後配当予算残額		支出済額 更正前配当予算残額 更正後配当予算残額	

摘要			

第47号様式から第50号様式までを次のように改める。

払出命令書

起案責任者					(市内電話)
起案日	年	月	日	決裁日	年 月 日

決裁	払出命令									
	会計管理室					払出命令に係る確認及び払出決定				

年度 払出命令番号

払出命令額		払出元番号 支出区分 支払方法
受払残高		
払出命令未済額		
所属		支払予定日 受入区分 払出区分 払出種別 請求日 請求書番号
会計		
款項		

摘要	
----	--

債権者等 住所 名称		振込先
		印

(宛先) 津市会計管理者

年 月 日

収入
印紙

上記の金額を領収しました。

振替命令書

起案責任者							(市内電話)
起案日	年	月	日	決裁日	年	月	日

決裁									
		会計管理室							

年度 振替番号

振替額		振替種別	
振替元		振替先	
年度	年度 負担行為番号	年度	年度 調定番号
所属		所属	
会計 予算区分		会計 予算区分	
事業番号 節内訳番号		歳入番号	
款 項 目 事業		款 項 目 節 細 節 細々節	
節 細 節 細々節			
振替前配当予算残額		調定額 振替後収入済額	
振替後配当予算残額		振替後収入未済額	

摘要			

第49号様式 (第75条関係)

--	--	--	--

釣 銭 用 現 金 保 管 換 書

金						円
---	--	--	--	--	--	---

ただし、釣銭用現金として

上記釣銭用現金確かに保管換えを受けました。

年 月 日

(宛先) 津市会計管理者

出納員等 所 属 氏 名 職 名 氏 名 ④

受 付

返 納 金 額						円
返 納 年 月 日	年 月 日					

上記のとおり領収しました。

津市会計管理者 (氏 名) ④

第50号様式 (第76条関係)

(表)

送 金 通 知 書		
年度	送 金 番 号	第 号
送第 号	送 金 取 扱 金 融 機 関 名	金 名
<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto; display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> 金 円 </div> <p style="text-align: center;">上記の金額を でお受け取りください。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">津市会計管理者 (氏 名) 印</p> <p style="text-align: center;">(氏 名) 様</p>		
<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">収入 印紙</div>	<p>領 収 書</p> <p>上記の金額を領収しました。</p> <p>年 月 日</p> <p>住 所</p> <p>氏 名 印</p>	

(裏)

注 意 事 項
<p>1 受領者は、表面領収書欄に年月日、住所及び氏名を記入し、押印してください。</p> <p>2 受領者が代理人に現金支払を請求させようとするときは、本人が次の委任状欄に相当の事項を記入し記名して印を押してください。この場合には、代理人は、表面領収書欄に代理人であることを付記し、記名して押印してください。</p> <p>3 印紙税法の規定により印紙税を納めることとなっている場合には、所定の額に相当する収入印紙をはり、消印してください。</p> <p>4 この通知書の発行の日付から1年を過ぎたときは、銀行は支払をいたしませんので御注意ください。</p> <p>5 この通知書を紛失したときは、直ちにその旨を支払を受ける銀行に通知し、支払の停止を請求してください。</p>
<p>委 任 状</p> <p>表記金額の受取方を (氏 名) に委任しました。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">氏 名 印</p>

附 則

- 1 この規則は平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の津市会計規則の規定は、平成23年度分の会計事務から適用し、平成22年度分の会計事務については、なお従前の例による。